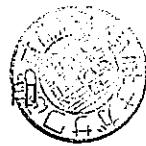


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 2月 10 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 ナガサワフルス
 住所 奈良県宇陀市大宇陀拾生64-3
 代表者氏名 フリガナ だいひょうとりしまりやく 代表取締役 永澤誠
 電話番号 0745-83-2266
 FAX番号 0745-83-3266
 メールアドレス info@nagasawa-reform.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 10 日

届出者

氏名又は名称 株式会社ナガサワぷらす
住 所 奈良県宇陀市大宇陀拾生64-3

代表者 氏名 代表取締役 永澤誠



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ナガサワぷらす		
住 所	奈良県宇陀市大宇陀拾生64-3		
フリガナ 代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく ながさわまこと 代表取締役 永澤誠		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業者の名称	株式会社永澤住宅設備	株式会社ナガサワぷらす	2020年2月1日 2020年2月1日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3
株式会社ナガサワぶらす

会社法人等番号	1500-01-010205	
商 号	株式会社永澤住宅設備	
	株式会社ナガサワぶらす	令和 2年 2月 1日変更 ----- 令和 2年 2月 3日登記
本 店	奈良県宇陀市大宇陀区拾生64番地の3	
	奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3	平成23年 4月 1日変更 ----- 平成23年 4月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成21年4月6日	
目 的	1 住宅リフォーム工事の設計及び施工 2 上下水道の設計及び施工 3 住宅設備機器販売及び施工 4 净化槽工事の設計及び施工 5 ガス工事の設計及び施工 6 介護保険法による福祉用具貸与 7 介護保険法による特定福祉用具販売 8 介護保険法による介護予防福祉用具貸与 9 介護保険法による特定介護予防福祉用具販売 10 建設業法に基づく建築工事一式 11 建設業法に基づく管工事 12 建設業法に基づく水道施設工事 13 建設業法に基づく土木工事一式 14 オール電化工事の設計及び施工 15 太陽光発電システムの販売 16 太陽光発電事業 17 太陽光を利用した発電施設の運営、維持管理 18 地域の高齢者等を対象した見守りサービス等の実施 19 福祉・介護に関する訪問相談 20 上記各号に附帯関連する一切の事業	
	平成26年11月20日変更 平成26年11月26日登記	
	1. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 2. 介護保険法に基づく通所介護及び介護予防通所介護事業 3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 4. 介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護事業	

奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3
株式会社ナガサワぶらす

	5. 介護保険法に基づく訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業 6. 介護保険法に基づく訪問看護及び介護予防訪問看護事業 7. 介護保険法に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業 8. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業 9. 介護保険法に基づく福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売事業 10. 介護保険法に基づく住宅改修工事事業 11. 介護機器、医療機器及び健康器具の販売、レンタル及びリース 12. 地域の高齢者等を対象とした見守りサービス等の実施 13. 福祉・介護に関する訪問相談 14. 整骨院の経営 15. 太陽光発電事業 16. 太陽光を利用した発電施設の運営及び維持管理 17. 建設業法に基づく建築工事一式 18. 住宅リフォーム工事の設計及び施工 19. 上下水道工事の設計及び施工 20. 住宅設備機器の販売及び施工 21. 净化槽工事の設計及び施工 22. ガス工事の設計及び施工 23. 上記各号に附帯関連する一切の事業	令和 1年11月29日変更 令和 1年12月 2日登記
発行可能株式総数	5000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	平成30年 3月 8日変更 平成30年 3月 9日登記
資本金の額	金300万円	平成30年 3月 8日変更 平成30年 3月 9日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 永澤誠	令和 1年 5月 27日重任 令和 1年12月 2日登記

奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3
株式会社ナガサワぶらす

	奈良県宇陀市大宇陀区拾生64番地の3 代表取締役 永澤誠	平成23年 4月 1日変更
	奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3 代表取締役 永澤誠	平成23年 4月 1日修正
	奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3 代表取締役 永澤誠	令和1年 5月27日重任
		令和1年12月 2日登記
吸収合併	令和2年2月1日奈良県葛城市新在家286番地の1 株式会社ナガサワぶらす を合併	
		令和2年 2月 3日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成21年 4月 6日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年 2月 7日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

藤井米次



株式会社ナガサワぷらす
定 款

令和1年11月27日 第2条変更
令和2年 2月 1日 第1条変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ナガサワぷらすと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
2. 介護保険法に基づく通所介護及び介護予防通所介護事業
3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
4. 介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護事業
5. 介護保険法に基づく訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業
6. 介護保険法に基づく訪問看護及び介護予防訪問看護事業
7. 介護保険法に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業
8. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業
9. 介護保険法に基づく福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売事業
10. 介護保険法に基づく住宅改修工事事業
11. 介護機器、医療機器及び健康器具の販売、レンタル及びリース
12. 地域の高齢者等を対象とした見守りサービス等の実施
13. 福祉・介護に関する訪問相談
14. 整骨院の経営
15. 太陽光発電事業
16. 太陽光を利用した発電施設の運営及び維持管理
17. 建設業法に基づく建築工事一式
18. 住宅リフォーム工事の設計及び施工
19. 上下水道工事の設計及び施工
20. 住宅設備機器の販売及び施工
21. 净化槽工事の設計及び施工
22. ガス工事の設計及び施工
23. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県宇陀市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その登録の変更若しくは抹消又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日の3日前までに、書面投票又は電子投票を認め場合は会日の2週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権行使することができるすべての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに株主総会を開催することができる。

4 前項の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、書面ですることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

2 代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故又は支障があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第20条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

(取締役に対する報酬等及び退職慰労金)

第21条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第24条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

上記は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和2年2月10日

奈良県宇陀市大宇陀拾生64番地の3

株式会社ナガサワぶらす

代表取締役 永澤

誠

